

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション
- 2 指定管理者の名称 スポーツ・まちづくり共同事業体
代表者 公益財団法人静岡市体育協会
会長 小島 善吉
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募 集 期 間 令和2年10月21日～令和2年11月20日
 - イ 申請団体（順不同） スポーツ・まちづくり共同事業体
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書 類 審 査 令和2年12月7日
 - (イ) プレゼンテーション 令和2年12月7日
 - イ 審査委員会
委員長 杉山 範雄（スポーツ振興課長）
委 員 岡村 渉（文化財課長）
" 萩原 智美（文化振興課長）
" 木宮 敬信（静岡市スポーツ推進審議会会長）
" 狩野 充央（静岡市スポーツ推進委員連絡協議会会長）
 - ウ 審査基準（審査表）
様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり
 - エ 決定方法（審査方法）
各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 スポーツ・まちづくり共同事業体

(イ) 点 数 78.0点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 13,780千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・スポーツ・まちづくり共同事業体は、市のスポーツ振興を担う団体と賑わいの創出を担う団体の共同事業体により、市の目的に沿った事業展開が期待できる。
- ・当該施設の指定管理者としての実績が十分あり、総合評価においても89.8点と高い評価を得ていることから、次期指定管理期間においても安定した運営が期待できる。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月22日から12月25日まで

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月11日

(7) 公 告 令和3年3月16日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数 ①×②
【25点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の設置目的を認識し、運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	市が提示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 1		
	提案全体が、市スポーツ推進計画の施策の方針を的確に把握し、考慮したものとなっているか。	× 1		
	住民の利用について公平性が確保されているか。	× 1		
	施設の設置目的を理解し、多様な団体等と連携した取組が期待できるか。	× 1		
	【所見欄】			
【35点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	経費節減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。	× 1		
	施設の認知度向上に資する提案が具体的・現実的で創意工夫がみられるか。	× 1		
	スポーツ振興に資する事業提案が積極的かつ具体的・現実的で創意工夫がみられるか。(施設の認知度向上を兼ねる提案が望ましい。)	× 2		
	駿府城公園周辺の賑わいの創出に資する事業提案について、積極的かつ具体的・現実的で創意工夫がみられるか。	× 1		
	市民ニーズの反映策及び市民サービス向上のための適切な方策が示されているか。	× 1		
	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
【所見欄】				
【30点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。 類似施設の管理運営実績は十分か。	× 2		
	事故・災害など緊急時における危機管理、安全対策は適切か。	× 1		
	人員の配置計画は適正か。	× 1		
	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	個人情報の保護及び情報公開に関し、その重要性を認識し、必要な措置が講じられているか。	× 1		

	【所見欄】		
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	指定管理業務を行っていくために必要な経営資源を具体的に認識しており、指定期間中にそれらを確保する方策を講じているか。	× 1	
	施設を安定的に運営しうる財務的基盤を有しているか。	× 1	
	【所見欄】		

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】